

## 資源再生利用補助金制度ってなに？



家庭から出される新聞・段ボール・雑誌・雑がみ・古布・紙パック・缶・びんなどの資源物は、市が行う回収のほかに、自治会・子ども会などの団体による自主回収（集団回収）も行われています。

市は、市民によるごみの減量とリサイクル推進のための自主的な活動を支援するため、このような活動をしている団体に、回収量に応じて補助金を交付しています。



## メリットは？

- ・ 資源回収業者との直接交渉により、引取日時や場所、回数を自由に設定できます！
- ・ 地域の住民の交流の場となります！
- ・ 資源を資源回収業者に売却することにより、団体活動の充実が図れます！
- ・ 地域の環境美化につながります！

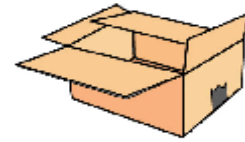
## どうやって申請するの？

指定の申請書類を用いて、回収業者発行の計量伝票等を添付し、申請します。申請期間は四半期ごとになっています。

	回収実施期間	申請期間	支払予定日
第1期	4月1日～ 6月30日	7月1日～ 7月20日	8月末日
第2期	7月1日～ 9月30日	10月1日～ 10月20日	11月末日
第3期	10月1日～ 12月31日	1月1日～ 1月20日	2月末日
第4期	1月1日～ 3月31日	4月1日～ 4月20日	5月末日

## 申請できるのは？

自治会や子ども会、老人会など営利を目的としない市内の団体



## 補助金の金額は？

- ・ 古布（1kgあたり） 9円
- ・ 紙類（1kgあたり） 9円
- ・ あきびん（生きびん1本あたり） 9円
- ・ スチール缶（1kgあたり） 9円
- ・ アルミ缶（1kgあたり） 50円



補助金を受けるためには、事前に団体登録が必要です。  
ご希望の団体は、ごみ対策課（TEL531-5518）までご連絡ください。  
皆さんの地域でも資源の集団回収をはじめませんか？

## 注意してください！

- ☆ 第4期分（1月～3月分）の申請期限（4月20日）を過ぎると、前年度分の申請はできません。
- ☆ 市が設置しているリサイクルポストから、資源物を抜き取り、資源再生利用補助金として申請することはできません。各々で回収用容器のご用意をお願いいたします。

## ごみ減量協力員の活動から

市内の自治会などから推薦された「ごみ減量協力員」の皆さんから、7月末までに3回FAXレポートが寄せられました。

資源物の持ち去り・他地域からのごみの持ち込み・事業系ごみの混入など、地域の人たちの資源化推進やきれいな集積所管理への努力を無にするような迷惑行為には、皆さんが心を痛めています。

分別方法で悩んでいる方の相談にのったり、説明会や広報活動を行ったり、地域の中にいる人だからこそその地道な活動が展開されています。

ごみ出しは集積所のネットの下に入れる、リサイクルポストにいれるびん・缶類は水ですすいで出す、集団回収をしている自治会では市の収集に資源を出さないなど、ちょっとしたことで、ごみを取り巻く環境を良くして行こうという呼びかけも行われています。

